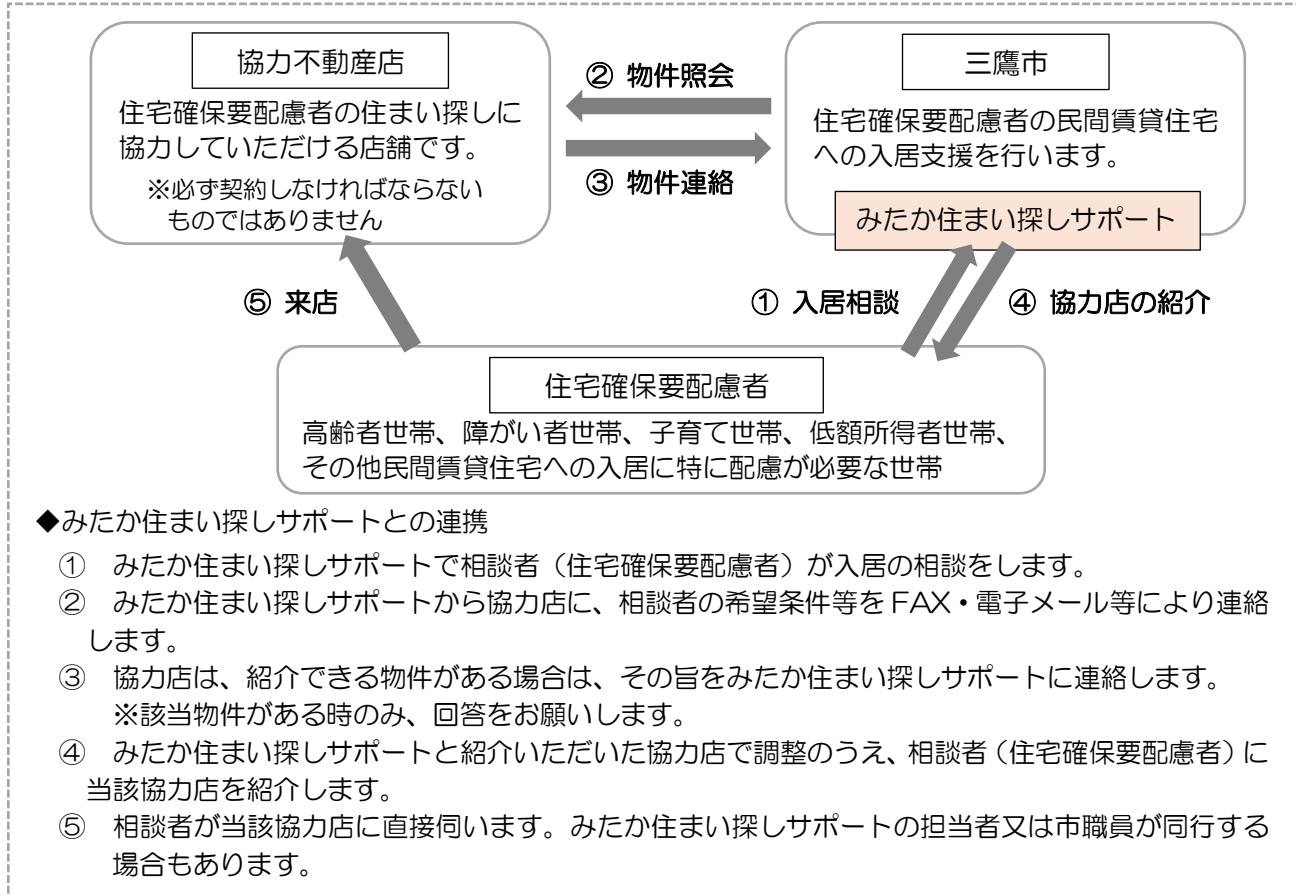


# 協力不動産店の募集について



三鷹市では、高齢者や障がい者、子育て世帯など、住まい探しにお困りの方が、住み慣れた街で安心して暮らし続けることができるよう「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」による居住支援協議会を令和7年2月に設置しました。

「みたか住まい探しサポート（相談窓口）」にて、民間賃貸住宅の物件紹介にご協力していただける「協力不動産店」を募集しています。



## ◆みたか住まい探しサポートとの連携

- ① みたか住まい探しサポートで相談者（住宅確保要配慮者）が入居の相談をします。
- ② みたか住まい探しサポートから協力店に、相談者の希望条件等をFAX・電子メール等により連絡します。
- ③ 協力店は、紹介できる物件がある場合は、その旨をみたか住まい探しサポートに連絡します。  
※該当物件がある時のみ、回答をお願いします。
- ④ みたか住まい探しサポートと紹介いただいた協力店で調整のうえ、相談者（住宅確保要配慮者）に当該協力店を紹介します。
- ⑤ 相談者が当該協力店に直接伺います。みたか住まい探しサポートの担当者又は市職員が同行する場合もあります。

## 協力不動産店の登録について

### ◆協力不動産店登録の要件

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居にご理解をいただける、三鷹市又は三鷹市に隣接する区市に所在する不動産店

### ◆協力不動産店登録の流れ

- ① 次の書類を協議会事務局（三鷹市都市再生部住宅政策課）へ電子メール、郵便又はFAXでご提出ください。
  - ・協力不動産店登録申込書（様式は市HPにて「協力不動産店登録事業」と検索してください。）
  - ・宅地建物取引業者免許証の写し
- ② 協議会事務局で協力不動産店登録簿に登録し、協力店に登録承認通知書を電子メールで送付します。
- ③ 三鷹市公式ホームページ等に協力店として掲載します。
- ④ みたか住まい探しサポートでの相談対応時に協力不動産店登録簿を利用させていただきます。

問合せ先 【三鷹市居住支援協議会事務局】三鷹市都市再生部住宅政策課

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号

電話 0422-29-9704 • FAX 0422-48-0975 • メール jutaku@city.mitaka.lg.jp